

平成26年第1回基山町議会（臨時会）会議録（第1日）						
招集年月日	平成26年7月18日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時	開会	平成26年7月18日	10時00分	議長	鳥飼勝美	
及び宣告	散会	平成26年7月18日	11時52分	議長	鳥飼勝美	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席12名 欠席0名 欠員1名	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1番	神前輔行	出	7番	後藤信八	出
	2番	久保山義明	出	8番	大山勝代	出
	3番	牧菌綾子	出	10番	品川義則	出
	4番	木村照夫	出	11番	林博文	出
	5番	河野保久	出	12番	松石信男	出
	6番	重松一徳	出	13番	鳥飼勝美	出
会議録署名議員	4番	木村照夫	5番	河野保久		
職務のため議場に出席した者の職氏名	(事務局長) 鶴田しのぶ		(係長) 藤田和彦		(書記) 吉田茂喜	
地方自治法 第121条 第1項に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町長	小森純一				
	副町長	松田一也				
	総務課長	酒井英良				
	税務住民課長	鶴田勝美				
	健康福祉課長	熊本弘樹				
	農林環境課長	松雪靖弘				
	まちづくり推進課長	天本正弘				
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 第24号議案 基山町汚水処理施設管理条例の一部改正について
- 日程第 4 第25号議案 基山町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 5 報告第 5 号 専決処分の不承認に伴う必要と認める措置の報告について
(基山町国民健康保険条例の一部を改正する条例)
- 日程第 6 基山町農業委員会委員の議会推薦委員の推選について

～午前10時 開会～

○議長（鳥飼勝美君）

ただいまの出席議員数は12名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。
これより平成26年第1回基山町議会臨時会を開会します。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（鳥飼勝美君）

日程第1. 会議録署名議員の指名を議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、木村照夫議員と河野保久議員を指名
します。

日程第2 会期の決定

○議長（鳥飼勝美君）

日程第2. 会期の決定を議題とします。

お諮りします。会期は、本日1日間と決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定しました。

日程第3～5 第24号議案～報告第5号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第3. 第24号議案 基山町污水处理施設管理条例の一部改正について、日程第4. 第
25号議案 基山町固定資産評価審査委員会委員の選任について、日程第5. 報告第5号 専
決処分の不承認に伴う必要と認める措置の報告について（基山町国民健康保険条例の一部を
改正する条例）を一括議題とします。

この際、朗読を省略し、これより提案理由の説明を求めます。重松議員。

○6番（重松一徳君）

動議を提出いたします。今回の第24号議案及び第25号議案、そして報告第5号とも、基山
町の行政を司る中では大変重要な議題でもありますし、真剣に議論しなければならないと思
っております。教育長を含む全課長の出席を求めます。

○議長（鳥飼勝美君）

ただいま重松議員から動議が通告されましたが、ほかの議員さん、どうでしょうか。品川

議員。

○10番（品川義則君）

担当課長以外に、この議案について説明する部分はないと思うんですけども、それほどまでに重松議員がおっしゃる理由について、もう少し詳しくお話をいただければと思います。

ただ、こういった厳しい案件で、いろんな叱責を受けるとか、厳しい言葉が議員から出るということは通常の議会でもやっておることですから、改めてわざわざここに全課長を招集するという理由について、お願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

今日まで、特に固定資産税の賦課に伴う誤りが2件発生し、その都度、議会でも議論をしてきました。行政力のアップをどのようにするのかを含めてチェック機能をどのようにするのか、その都度、町長のほうからは対処策を含めて出されました。しかし今回の事件、全然それが活かされていないのではないのかと、全課長に行き届いているのかという疑問が私があります。今回の問題がラストチャンスだという捉え方を私はしています。またこういうミスが起これば、本当に基山町の行政は、やっぱり信用が失墜してしまうと。議会としても、ここは真剣に議論しなければならないし、全課長がもう一度真摯に議論しなければならないというふうに私は思っています。一課長、一担当だけの問題ではないというふうにも思っておりますし、ぜひとも全課長がこの場に集まり、そして真剣に議論することが私は大変大事だろうと。そして、それをもとに町民に対しても、やっぱり再度、今後の対処策、そして改善策を含めて、きちっと出さなければならないというのを思っておりますので、全課長の出席を求めたいというふうに思っています。職員の皆様の御理解をお願いいたします。（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（鳥飼勝美君）

動議については2人以上の賛同があれば動議として取り扱いたいと思います。今、2名いらっしゃいます。

お諮りします。ただいまの重松議員の動議について、賛成の諸君の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（鳥飼勝美君）

ありがとうございました。それでは、動議は却下いたします。（発言する者あり）小森町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

皆様おはようございます。本日の臨時議会、本当にお疲れさまでございます。

それでは、平成26年第1回臨時議会に付議いたします議案について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回は、条例案件1件、人事案件1件、報告事項1件を上程いたしております。

それでは、順次、提案理由について御説明いたします。

まず、第24号議案 基山町污水处理施設管理条例の一部改正についてでございます。

基山町污水处理施設管理条例第12条使用料の改正につきましては、平成25年第4回定例会第55号議案 消費税法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について提案すべきでございましたが、使用料の改正条例提案を失念していることが判明、発覚いたしました。既に、基山町公共下水道条例につきましては使用料の改正をいたしておりますので、污水处理の使用料については、従来どおり、公共下水道の使用料と同額とすべきとの考えから、今回、基山町污水处理施設管理条例の一部改正をお願いするものでございます。内容につきましては、担当課長より補足説明いたします。

第25号議案 基山町固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。

固定資産評価審査委員会委員の任期が平成26年8月21日までとなっており、基山町大字宮浦486番地157、益田勝俊氏を再任いたしたく提案するものでございます。

2ページに、益田氏の履歴書を記載しております。平成25年7月1日より固定資産評価審査委員会委員に就任され、現在に至っております。委員として適任者と考え、御提案いたしております。任期は3年間となっております。

どうぞ御審議賜り、御同意いただきますようよろしくお願いいたします。

次に、報告第5号 専決処分の不承認に伴う必要と認める措置の報告についてでございます。

平成26年第2回定例会第22号議案 専決処分の承認を求めることについて（基山町国民健康保険条例の一部を改正する条例）が不承認となったことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第4項の規定により、必要と認める措置として、平成26年7月11日に別紙の公告を行ったので、報告をいたします。

内容につきましては、担当課長から説明いたします。

以上でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

初めに、議案の提出がおくれましたことと、下水道事業に対する不信感を招きましたこと
対しまして、担当課長といたしまして深くおわびを申し上げます。

今後は、今回の事案を深く反省いたしまして、信頼回復のため、なお一層職務に精励を
してまいり覚悟でございます。

それでは、第24号議案 基山町汚水処理施設管理条例の一部改正についての補足説明をさ
せていただきます。

議案資料1ページの、基山町汚水処理施設管理条例の一部改正をする条例新旧対照表をお
願ひいたします。

今回の改正は、第12条使用料の改正でございます。

使用料につきましては、基本使用料と従量使用料の合計額に、改正前は100分の105を乗じ
て得た額で算出しておりましたが、今回、消費税法等の一部改正に伴い、100分の108を乗じ
て得た額に改め、第3期分以後の使用から適用するものでございます。

しかしながら、町長の説明にありましたように、使用料の改正条例提案を失念していたにも
関わらず、第2期分の使用料につきましては、100分の105を乗じて得た額で請求すべきと
ころを、誤って100分の108を乗じて得た額を請求してしまいました。

内容につきましては、請求件数が537件で、使用料の差額は7万7,130円でございます。な
お、差額の7万7,130円につきましては、使用者の皆様にお返しする作業を現在進めておる
ところでございます。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○議長（鳥飼勝美君）

熊本健康福祉課長。

○健康福祉課長（熊本弘樹君）

それでは、報告第5号 専決処分の不承認に伴う必要と認める措置の報告をさせていただきます。

議案書の2ページをお願いいたします。

今回の措置につきましては、平成26年第2回定例会、第22号議案が不承認になったことについて、地方自治法第179条第4項の規定により、必要と認める措置を講ずるとともに、その旨を議会に報告しなければならないとあります。

その措置として、平成26年7月11日付で公告をいたしましたので、その報告をさせていただくものでございます。

3ページをお願いします。

平成26年7月11日付の公告文の写しでございますので、お目通しをお願いいたします。

専決処分そのものにつきましては、法に基づき適法に処理をさせていただいておりますので、議会の御承認を得られませんでした。法律上、処分の効力には影響はないとされておりますので、基山町国民健康保険条例の見直しは行いませんが、今回の不承認という結果につきましては、重く受けとめております。また、本町が今回の専決処分を行った経緯及び今後の対応について説明責任を果たすことが、法第179条第4項に定める必要と認める措置と考えましたので、公告をさせていただいたものでございます。

今後は、共通理解をしていただくために、これまで以上に丁寧な説明と情報の共有化に努めてまいります。また、専決処分を行う場合には、限定的な処分であることを認識し、これまで以上に慎重、かつ適正に判断をしてまいります。

報告の説明は以上でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

補足説明が終わりましたので、ここで10時30分まで休憩いたします。

～午前10時15分 休憩～

～午前10時30分 再開～

○議長（鳥飼勝美君）

休憩中の会議を再開します。

第24号議案に対する質疑を行います。重松議員。

○6番（重松一徳君）

先ほど、まちづくり推進課長が、下水道事業に対する町民の不信感というふうな表現をされました。私は、今回の問題は、一課長、一担当課の問題ではないと。やっぱり基山町全体の行政の問題でもあるんだというふうに思っています。

昨年の12月議会で第55号議案を審議したときに、消費税法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての議案審議の中で、ほかにこの消費税の関係で条例改正をする項目はないのかというふうな質問をしました。そのときに総務課長は、いや、ありませんというふうに答えられたわけです。しかし、現実問題としてやっぱりあったという中身なんです。だからこそ私は、全課長に、本当にこの問題について見直し、検討を全部点検されたのかと。これだけの問題なんです。やっぱり税の問題が、町民に対してこういう間違いが一番不信感を募るんです。ぜひとも私は、ここをまず町長に伺います。これは、一担当課だけの問題ですか。

それと、ほかにないのか、徹底的にチェックをされましたか。またありましたじゃ、私は本当に基山町はもう町としての存在意味もなくなるというぐらい思うんです。条例だけではありません。基山町がつくっているのは規則もあります、要綱もあります。場合によっては要領もあるんです。そういうのも含めて、全てチェックをされたのかと。せめて自分の担当課の課長は、自分の担当課の仕事についての条例やこういう規則、要綱、全て私はチェックして、本来ならこの場で何度も点検したけれども、もうありませんというのを答えて、そして次の議論に進むというのが私は大変大事だというふうに実は思っているわけです。町長、これ担当課だけの問題ですか、どうですか。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

まず、これは税に関して3回目の間違いということで、こういうふうな、本当に一番大事なことについてミスを起こしてしまいましたこと、そして、それが町政への信頼を著しく損なうことになったということ、このことについて、町民の皆さん方に深くおわびを申し上げます。

今後は、職員一体となりまして、信頼回復並びにさらなる再発防止に全力で取り組んでまいります。これは、本当に一担当部署だけの問題かというような御指摘でございますけれども、私は決してそういうふうには思っておりません。やはりこれは全庁的で取り組まなきゃいけない、注意しなきゃいけないということもございまして、やはりそこには心といたしますか、モラルといたしますか、そういうことも必要ですし、それからまたチェックの機能、精度、そういうことも当然必要だと思います。これは、前2回にも申し上げ

たところで、税務課におきましては、固定資産税あたりの組織を少し変えてみたり、いじってみたりもしたわけでございます。これをまた、さらに強めていかなきゃいかんと思います。今回の誤りは、本当に単純というとなんですけれども、凡ミスだったというようなことで、しかも下水道と浄化槽というような、2つの似たような項目がございまして、下水道のほうだけで済んだというような認識を持ったというような、そこが大きなこの原因だったというふうに思いますけれども、そういうことを含めて、これからもっともっと、本当にモラルと申しますか、そういうことを含めたところで体制を整えていきたいというふうに思っております。その心ということにつきましては、今度また月末に、私も全職員に対してその辺のところの講話と申しますか、訓示をするというような予定にいたしております。そういうことで、ひとつ御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務課長。

○総務課長（酒井英良君）

今回の汚水処理場の修正の改正漏れにつきましては、総務課長として、本当に町民の信頼を裏切ることになり、大変申しわけなく思っております。

この消費税の改正につきましては、12月議会で上程いたしましたけれども、そのときも、このほかにはないというような報告を受けておりましたので、それで一括して条例を上程いたしました。

この消費税につきましては、条例の中には消費税と記載されている部分もありますし、100分の105とか、108とかいろんな表現があります。消費税として記載されていない部分もございまして、消費税相当分としてその使用料に賦課するというようなこともありますので、消費税と書いてある分、それから消費税と書いていなくても、その内容については十分吟味して、漏れのないように各課で検討して上げてきてくださいというふうなことで各課には周知をいたしておりましたけれども、その中で漏れがないようにということで、総務課のほうに上げていただきました。しかし、このような漏れがあったということで、本当に申しわけないということで痛感いたしております。今後はチェック体制を本当に強化して、このようなことが本当に——先ほど重松議員が言われましたけれども、最後のチャンスと申して、私たちもやっていかなければならないというふうに考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

私、それこそ全くミスがなく、完璧に業務を遂行するというのは、逆に言えば不可能な面が必ず、やっぱりそういうミスはあるかもしれないと。そのミスがあったときにどのように対処するのかという部分が、私は基山町は、そこがまさしく危機管理も含めてでしょうけれども、劣っているというのがずっと気になるんですね。だから、固定資産税の課税誤りのとき、1回目、2回目したときにも、これは町長にも言いましたけれども、それぞれの、一つの担当課の問題ではないんだ、基山町全体の問題なんだと。この改善策については、町全体で議論しなければならないんじゃないのかといったときに、担当課は、自分の担当課でこの問題についての対処策を含めて検討をしたいと。町全体での、こういう問題についての対処策を含めて、検討をされていないんじゃないのかというのを思うんですね。いや、検討されましたと言ったら、私は、検討した報告を、やっぱり議会に必ず報告しなければならなかったんだと、今になって思うんですね。議会に文書で全然報告されていないんですね。こういうミスがあったときには、そのミスの原因、そして今後の対応策を含めて、必ず文書で報告をしなければならないというふうに思うんですね。今回の場合も、まさしくそこだろうというふうに思っています。

それともう1つ、本当にこの条例を含めて、第55条、昨年12月議会の条例のときもそうでしたけれども、条例の立て方が、やっぱりおかしかったんじゃないのかなというものがずっと——私、特に今回の問題が出てから、条例全てというわけにはいきませんが、大まかに点検しました。そして、基山町の条例の立て方、あとはほかの市町の条例の立て方を見たときには、今回みたいな条例の立て方をしているところは、私の見る限りないんですね。一つ一つの項目、こういう消費税の改定みたいな大ざっぱじゃなくて、例えば使用料の改定なら使用料の改定、今回の汚水処理にしてもそうですけれども、一つ一つの条例を、全部議案として出しているというふうなやり方を含めてされてありますね。これは、ぜひともまた——この場ではもうここは余り深くは言いませんけれども、私は、そういうのも見直しをしてもらい必要もあるのではというふうに思っています。

そして一番の原因、そこが、先ほど言いましたような担当課だけの問題というふうな捉え方じゃなくてしなければならないというのと、先ほど言いました文書での報告、これ町長、約束してもらえますか。必ず今回の問題について対処策を含めて、議会に対して文書で報告

をするというのを。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

今までも、議会に対してということじゃございませんけれども、やはり組織の改変という
ようなそういうことはいたしておりましたし、そういうことは、やはり課内での文書に残す
というような、そういうことはやっておりますので、こういうことだという報告はやっぱり
させていただかなきゃいかんというふうに思っております。

それから機構改革なりも、今年度中に大幅にやっぱり見直すべきだというようなことで今
取り組んでおるわけでございますし、また、条例、要綱、規則、こういうことの見直しとい
うようなことも現在やっておるところでございますので、結果が出ましたら、議会のほうに
も当然報告、お諮りするということになると思います。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務課長。

○総務課長（酒井英良君）

こういう課税誤り、それから今回の誤りについての文書での報告でございますけれども、
固定資産税の課税誤りについては、全協の折に文書のほうで経過なり、それから再発防止策
とかについては御報告をさせていただいております。報告をして今回またミスがあるわけ
ですけれども、今回も全部の処理が、謝罪等の処理が終わりましたら文書で報告をさせてい
ただきたいというふうに考えております。

それから、12月の議案の出し方ですけれども、基本的には、改正条例については法律条例
1本1本、原則的には改正案を出すということが基本にはなっておりますけれども、例えば
このような消費税改正とか、例えば自治法改正とか、そういうことで幾つもの条例にまたが
るような改正につきましては、こういう3本なり5本なりをまとめて整備をする条例という
ことで提案するというのは、この条例のつくり方の中ではそういう方法もあるということに
なっております。

○議長（鳥飼勝美君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

3点ほどお伺いをいたします。

まず第1点目は、今回取り過ぎた分については1件1件訪問して返していくということなんですけれども、今回の誤りについては、第2期分の徴収分だけですか。第1期分はないわけですか。それがまず第1点。

それから、今、重松議員から言われましたが、今、条例なり要綱なりの見直しをやられているということですが、私たちも条例全部なかなか見ないわけですが、やはりその条例とか、要綱とか、いろんな規則とかそれと違ったやり方をしているという部分はないのかどうかですね。その辺について、いや、ありませんと、きちっとそのとおりにやっていますと、町政はそのとおりに業務をしておりますと言い切れるのかどうかですね。

それと3点目に、今回の事件が3回目で、本当に私も町民の皆さんに申しわけないなど。特にお金の問題ですので、返せばいいと、ただせばいいという問題でもなかならうと、そういう点で私も非常に責任を感じているわけですが、本当にこういう事件、こういう事故といたしますか、もちろん人間にはミスはあるわけですが、起こさない体制、チェックシートを作成するとか、いろんなことをするとか、スキルアップを図るとか言われていますけど、本当にその辺でできるのかどうかね。いや、しなければならぬということなんでしょうけれども、その辺について、もう3回目になるとちょっと不安も感じるわけですので、その3点について答弁をお願いしたいと。

○議長（鳥飼勝美君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

第1点目の率の問題でございますけれども、第1期分につきましては、4月10日までに検針をいたしますので、5%の適用でございますが、本来、8%に転嫁すべきものは第2期分からでございますので、第2期分を5%を8%に改正する条例でございますけれども、条例を改正せずに8%で徴収していたということでございますので、その分をお返しするというところでございますので、第1期分は5%でそのままの適用といたしますか、それで条例的に問題はございません。

以上でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務課長。

○総務課長（酒井英良君）

2番目の、条例どおりにやっているかということですがけれども、条例どおりにやっているというふうに考えております。条例どおりにやっていると、今回のような当然ミスとなってしまいますので、条例、規則どおりにやっているというふうに思っております。

それから、起こさないための対応はどうするのかということですがけれども、やはり職員間の——今度は課だけですがけれども、総務課、それからまちづくり推進課、そういう課で連携して、チェックシートの確認とか、やはりそういうチェックの強化をよりやっていかなければならないというふうに思っております。

また、今後、そういう法令等の研修もやっていながら、こういうミスが二度と起きないようにやっていかなければならないというふうに考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

今、条例の見直しをされているということですがけれども、それはどういう体制でされているのかですね。そして、それはいつごろまでに見直しは完了されるのが1点。

それから、消費税を7万7,130円分返還するということですがけれども、その補填としては、町民の税金が使われるのかですね。それから、謝罪に回るときに公用車を使ったりとか、先ほども聞きましたけれども、人件費がかかるのか。それから、謝罪は文書で行うなら説明の文書をつくられることも血税が使われるのかですね。そういった町民の税金が使われているようなことに対して、無駄に使われていると、3回もですね。それに対して、どういうふうに町長は感じられているのかですね。

それから、平成25年第2回6月定例会のとき、第2回目の失敗のときに町長は、今回の事案を深く反省するとともに、再発防止策を徹底し、町民の皆様の信頼回復に向け、職員一丸となって取り組んでいく所存でございますと議会で発言をされております。その話を、3回目となって町長のさっきの発言では、職員を集めて講話をするということで、もう4回目は起きないというふうにお考えなのかですね。誰も処分を受けずに、スキルアップもしないで、危機感も持たずに町長の講話一つで4回目が起きないというふうに、その自信はどこから来るのか、その辺のところを町長にお尋ねをいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

これを整理するというか、お返ししたりするその辺の経費をどうするのかということですが、やはりこれは町民の皆様方には申しわけございませんけれども、自家用で行くわけにもいきませんし、町の車も——それから職員が行くというようなこと、これは、おわびをしながらそうさせていただかなければいけないかなというふうに思っております。

それから、3回目も申しわけございませんで済むのかと、4回目どうなんだというようなことですが、これは、1回目、2回目のときにも、やはりそれなりの対応はしてきたつもりでございます。もちろん、講話と申しますか、訓示もいたしましたし、それからコンプライアンスの何回かにわたる職員の講話もいたしております。そういうことですが、やはり今度のは本当に単純なミスというようなことで、私どももちょっと驚いているようなわけですが、本当に極力そういうことが起きないようにというふうなことでございます。

それから、それじゃ、ただそれだけかというような、多分その裏には、処分なりなんなりというようなことも含まれておったのかなと思いますけれども、私、今のところまだこの処理のほうをしっかりとやって、それから懲罰委員会とかもございまして。私自信もどうするかというようなこと、その辺も含めて考えていきたいというふうに思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

どう聞いても、町長には他人事のようにしか聞こえてこないのは私だけなのか、非常にそういう感じが今しておりますけれども、この対象者の537件以外の町民の方へは、どういところで今回の謝罪をされるのか。基山町の税金を使ってこういった自分たちのミスを補うということに対する、それから信頼を失墜させてしまったというこの責任の表現のあらわしが議会だけでいいのか、私はとてもそれでは違うと思いますし、あらゆる場面、あらゆる方法を通じて、全職員が一丸となって今こそ立ち向かっていかなければ、あと1回、2回、同じような質問をしなければならないと思うんですけれども。ですから、先ほど重松議員が動議を出されたように、全課長の出席を求めるというお話でしたけれども、私の考えとしては、町長が1人で責任を持つのか、全職員が一丸となって、基山町をどうやって建て直していく

のか、その議論をすべきだと思いますけれども、その辺のところはどのようにお考えでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

今回は、ここでいろいろということは申し上げられませんが、前回に関しましては、私自信も減給というようなことでさせていただいたし、それから、職員に対しても、その立場に応じていろいろ処分もしたというようなことでございます。今回、その辺のところをどうするかということは、まだ申しわけございませんけれども、白紙でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

総務課長、先ほど例規集の見直しはいつまでにできる——酒井総務課長。

○総務課長（酒井英良君）

例規の整備の見直しについてですけれども、今、総務課のほうで全例規について内容の審査をいたしております。整備につきましては、できれば今年度中にとということで目標は思っておりますけれども、今回のようなこともございますので、総務課で精査をしながら、各担当課のほうでも、各条例の精査をしていただきたいということで、目標は今年度ですけれども、ちょっと伸びる可能性があるかなというふうには考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

相変わらずのんびりされていますね。今年度と、そういうふうに言われるのは、それはそれで結構ですけれども、その期間に何回か進捗状況のチェックをすとか、それを改めてもう一回チェックすとか、チェックの人員をふやすとか、そういう積極的な姿勢がないとだめじゃないですか。従前やっていた条例のチェックによって今回のことが発覚したわけでしょうから。あともう1つあるんじゃないかという猜疑心を持ってやっていかないと、信頼性というのは絶対生まれてこないんじゃないですか。各課から上がったものを信頼するのではなくて、チェックをすることによって信頼を勝ちとっていくという姿勢が今必要じゃないんですか。もう一回答弁、総務課長お願いします。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務課長。

○総務課長（酒井英良君）

今の品川議員の意見を受けまして、早急に、今の総務課の精査というのは、多分8月ぐらいには1回目は終わると思いますので、その意見も含めて早急にやっていきたいというふうに考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。久保山議員。

○2番（久保山義明君）

重ねての質問になるかもしれませんが、まず、町長にお尋ねいたします。

先ほど、重松議員から動議が出されました。動議1名について、全課長の出席にはなっておりませんが、先ほどの町長の答弁からいいますと、やはり全課を挙げて取り組むべきということで、であれば、なぜきょうこの時点、ここに全課長が出席されていないのか。これは、議員の動議によって出席するのと、町長みずからが出席を促すのでは、大きな違いがあると思っています。それについて、まずお尋ねいたします。

それと、私は、そもそもがよくわからないでいます。なぜこれだけのミスが起きてしまったのか。これは、そのシステムの問題なのか。例えば、上位法が変わったときに、上位法の関連のものがシステム上に流れてきて、それをチェックする体制なのかどうか。そして、ではそこにシステムの不備があったのか。まず、この2点を先にお尋ねいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

全体の責任だというふうに思っておりますので、当然、課長たちにもしっかりとその辺のところは認識をさせなきゃいかんということでございます。ここで、ここに出席させるというのも、一つの有効な手段かというふうに思いますけれども、課長たちには課長たちでもう既にこういう事件が起きておるんだということは、もちろん私も課長会するときにも言っておりますし、これからも、課長にもこういう議論があったんだというようなことは言っていきたいと思っております。

それから、課長だけじゃなくて、やっぱり課長が幾らそういう意識を持っても、なかなか職員というのは、全ての職員がというわけにもまいりませんので、その辺のところは、また

さっきから言いますように、訓示とか講話とか、そういう形で徹底させていくべきだというふうに思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務課長。

○総務課長（酒井英良君）

法改正のときのシステムですけれども、今回の消費税の改正については、今のシステムでは消費税改正のときに、例規に消費税と書いてあれば、消費税と書いてある例規が全て表示されます。ですから、消費税の表記がない条例規則については表記されませんので、その分については各課で、先ほど申し上げましたように、100分の105と書いてあるのか、その表現の仕方、そういうものがありますので、各課でその分については精査をしていただくということになります。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

町長の先ほどの答弁からいいますと、課内でこういうことが起こったからという話でした。ただ、この議会で、私たち議員一人一人が発している言葉というのは、個人で発している言葉ではなくて、あくまで私たちの後ろにいらっしゃる住民の皆様の声と受けとめていただければ、当然、この場に全課長がいてしかるべきではないかなというのが私の意見であります。

また、システムに関して、消費税と書いてあるのか100分の105と書いてあるのかという問題ですけれども、これは、あらゆることが想定されてきますよね、今後。本当にそこだけのミスであるならば、チェック体制を強化してというふうに総務課長が答弁されましたけれども、何から強化をしなければいけないのかなって、逆に不安に感じてしまいます。要するに、強化しなければいけないことが根本的な問題で今回のミスが起こったとするならば、もっともっといろんなところにその強化すべき事項が、かなり莫大な量になるんじゃないかなというふうに思いますけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務課長。

○総務課長（酒井英良君）

チェック体制の強化というふうに言いましたけれども、確かに、チェック体制の強化をし

なければいけないというふうに思います。あとは、職員の知識の向上、それからコンプライアンスの認識とか、そういう今言いました職員自体の根本のスキルアップというのにも必要かというふうに考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

質疑がないようですので（「議長、3回目」と呼ぶ者あり）はい、重松議員。

○6番（重松一徳君）

済みません、今回ののが、汚水処理については条例改正をしていなかったと。8%取っていたけれども、これは条例改正をしていないから5%にして、3%分は返しますよと。しかし、公共下水道施設については、これは8%にしているんですね。汚水処理にしても、公共下水の処理にしても、公共下水道の中の一つの処理のあり方なんですね。そうすると、例えばけやき台の人は、この第2期分については8%払う。同じ処理の汚水処理については5%と。これは、町民にとっては全く納得できないとなりますね。同じ処理、公共下水道ですから。そうすると、片や5%にしましたよ、いや、片や8%のそのままですよ。いや、これは条例改正ミスですから、住民の方はこれで納得してくださいということになるのかと。いや、同じ扱いをしなければならないと、これが税の公平なんですね。逆に言えば、こちらを5%にするなら、同じ公共下水道、処理の仕方が違うというだけで、基山町が行っている公共下水道の一つの業務ですので、こちらもしなければならないのではないんですか。いや、片方は8%、片方は5%という、こういう税の不公平を町が認めるんですか。いや、これしか方法は無いのだというふうになるのかですよ。この辺は、さまざまな検討、例えば弁護士さんにも相談されたりとか、県、国にも当然、この消費税の賦課のミスですので、されていると思いますけれども、この辺の検討をどのようにされているのか。

それと、町内の同じ公共下水道を使う中での、この5%、8%の税の不公平、これをどのように処理するのか、回答をお願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

冒頭申し上げましたけれども、今回の下水道事業に対して、おっしゃいますように大変不信任感を招きましたことに対しましては、重ねておわびを申し上げますけれども、基山町の下水道処理に関しましては、条例が2本立てになっております。それで、公共下水道に関しまし

ては、御存じのとおり12月議会で8%の改正をいたしましたけれども、今回の改正に伴いましては、消費税法等の一部改正に伴う改正でございましたので、議員おっしゃいますような、その不公平感といいますのは、全体的に、国はもう8%になっておるといことでございますので、それに対応した条例の改正、それは、その法が正当でございまして、今回の汚水処理条例の不備というのが、消費税法に関しての不備ということでございますので、その点はひとつ御理解をいただきたいと思ひますし、その中では、やはり8%を転嫁した使用料を取るといのが原則であるということをお理解いただきたいと思ひます。

○議長（鳥飼勝美君）

弁護士とか国とかに聞いたかいて言いよつと。天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

先ほどこれを決定するまでに、私たちのほうもいろいろな御意見をいただきました。議員おっしゃいますように、弁護士のほうにも御相談をいたしましたし、それから県のほうに指導も仰いでおります。その中では、やはり地方自治法の第228条によりましては、そういった使用料を取るときには条例で定めなければならないというふうに規定をされております。公共下水道につきましては、100分の108を乗じて得た額を使用料として算定するという正当な条例改正をいたしておりましたけれども、汚水処理に関しましては、その100分の108の条例改正が不備であったということでございますので、そういう不備でありながら、失念しながら使用料を取っていたということに関しての不備があるわけでございますので、その3%分につきましてはやはりお返しをするというのが条例の趣旨だという御指導をいただいておりますので、それに基づいて返金をするということでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

ちょっと確認と言いますか、お尋ねしたいと思うんですが、今回4月から8%増税ですけれども、ことしの秋には10%に上げるかどうか……

○議長（鳥飼勝美君）

来年、来年の10月。

○12番（松石信男君） 続

来年の10月ですか、失礼いたしました。

それで、条例には使用料なり利用料なりいろいろあると思いますが、消費税分、例えば100分の105と書いている条例と書いていない部分とあるというような理解を私はしたんですが、今回のこの汚水処理管理条例については、消費税というのは書いていないわけですよね。この改正後の分についても消費税というのは書いていない。だから、何かその辺で消費税と書いていけばミスはなかったけれども、というようなそういう受けとめ方を私はしたんですが、その辺ではどうなんですか、使用料、利用料等について、きちっと消費税というふうに明記をされるのかどうかね。現在してある部分もあるのかどうか、それについてお聞きしたいと思います。

○議長（鳥飼勝美君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

松石議員おっしゃいますように、先ほど平成27年10月、そういったところに、例えば消費税の10%といいますか、そういったものがもし、そういったことがなされるとするならば、その時点で汚水処理、それから公共下水道条例のそのこの条文、それに関しましては、消費税といいますか、議員おっしゃいますような、そういった条文にかえることも検討をしていきたいというふうに思っております。（「今現在、消費税というものはあるのかどうか、利用料、使用料関係」と呼ぶ者あり）

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務課長。

○総務課長（酒井英良君）

消費税と書いてある分が、幾つかはあったかというふうに思っております。ただ、条例の中には――他市町の条例を見ますと、消費税及び地方消費税を加算した額とかという規定が結構多いんですよ。ですから、こういう100分の108とか、そういうふうな表現のほうがもしかしたら少ないかもしれないです。久留米とかそういう部分を見ると、消費税及び地方消費税の相当額を加算した額ということで、消費税の率が変わっても、条例改正をしないで済むような規定を設けているという市町村が多数あります。ですから、今度改正するときは、そういうことも含めてすべきかどうかというのは検討が必要かなというふうには考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

質疑がないようですので、第24号議案に対する質疑を終結します。

次に、第24号議案に対する討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、討論を終結します。

第24号議案を採決します。本案を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鳥飼勝美君）

賛成多数と認めます。よって、第24号議案 基山町汚水処理施設管理条例の一部改正については可決されました。

第25号議案 基山町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。後藤議員。

○7番（後藤信八君）

議案の中身よりも、今回、臨時議会を招集した後に、追加議案という形でこの議案が出てまいりました。地方自治法の第102条第3項には、「臨時会は、必要がある場合において、その事件に限りこれを招集する。」と、付議事件に限りというふうになっておるわけでありまして、7月15日付の町長の招集告示分にはこの分は当然入っていないわけですね。それからすると、法的にどういう根拠でこの追加議案を出されたのかどうか、まず、その点をお聞きします。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務課長。

○総務課長（酒井英良君）

今回の第25号議案の追加議案につきましては、今、後藤議員が言われたように、地方自治法第102条のほうで規定をされております。第3項のほうで、「臨時会は、必要がある場合において、その事件に限りこれを招集する。」、4項につきましては、「臨時会に付議すべき事件は、普通地方公共団体の長があらかじめこれを告示しなければならない。」というふうに規定をされております。ですから、開会前に、その事件に限りこれを招集するということは、告示をした事件については、招集することができるということになっておりますので、追加議案については、付議事件の追加ということで告示をいたしまして、今回追加議案をお

願いたいとおるというようなことでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

後藤議員。

○7番（後藤信八君）

それは、どういうことですか。要は、3項と4項を両方解釈したら、開会の直前まで追加議案が幾らでも出せるということですか、臨時議会においてですよ。定例会とは違いますよ。定例会は、議案を付議して招集するわけじゃないわけですよ、定例会は。議案の予定を付議して、定例会はとにかく招集して、そこから後、議案予定の分を議長が組み直して、議事日程を組んでという形になるわけで。臨時議会は、付議した事件しか招集できん——付議して招集するとなっているわけですね。15日に招集をかけた時点では、付議されていない事件でしょう、これは。どうも、その解釈が私は納得がいかないのですけど。したがって本来は、この追加を出すんだったら、もう一回臨時議会を開かないかとちゃいますか。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務課長。

○総務課長（酒井英良君）

招集後、開催前に付議事件の告示をすれば、臨時会としての付議事件になるということでございます。ですから、臨時会は、特定の事件に限りこれを審議するために招集されますので、招集後、追加で付議事件の告示をすれば、追加議案としては上程できるということになります。

○議長（鳥飼勝美君）

後藤議員。

○7番（後藤信八君）

3回目になるんで、この件でやると3回で終わってしまうんで——今の件は法律の解釈の件で、既にこの案件は議長のほうで受けて議事日程も出ておることありますから、ここでもうそれ以上とやかく言いませんけれども、臨時議会に対する議案の出し方としては、私は極めて不適切な、準備不足というか、議会を軽視しておるというか、そういうふうに思いますので、そのことを言うておきます。

それで、もう1件その中身のことでですけど、恐らく忘れておったということだと思っんですけど、6月議会でもすべき議案であるし、少なくともこの臨時議会が18日にあるという

ことは早くからわかっておるんでね、ある程度。最初から付議されてしかるべき案件でしょう。こういう大事な人事同意案件は、誰が、どこで管理されておるんですか。これも、それぞれの所管別ですか。しかも、独立行政機関というか、必置機関でしょう、この固定資産評価委員というのは。こういうのは、忘れておったから後で追加するというレベルじゃないと私は思うんですけど、その辺の庁内の管理体制はどうなっておるんですか。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務課長。

○総務課長（酒井英良君）

基本的には、原課において管理をしていただくということになっております。委員として継続する場合がありますし、新たに選任、それから欠員が出た場合は、新たにお問い合わせというようなこともございますので、原課のほうで管理はしていただくということになっております。ただ、総務課のほうで一括して台帳を管理しておりますので、総務課のほうでも管理をしないといけないというふうには考えております。

今回については、総務課のほうでも、委員の任期については確認をいたしておりましたけれども、認識としては、去年、この委員につきましては、残任期間についての任期でございましたので、ちょっと去年から3年間という思い違いといいますか、その部分が勘違いがございました。総務課のほうでは気づくことができなかったということで、本当に申しわけなく思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

この固定資産評価審査委員会というのは、条例ができてるように非常に厳しい、権限のある重い役職ですよ。ですから専門家も要る広い知識、広い人望がある人ということで、選考もなかなか難しい部分があると思いますし、今、総務課長の答弁でありましたけれども、昨年の残任期間ということで、担当課長はそういうふうに答弁されていますよね。8月31日で任期が切れるということはもうわかっていたわけですよ。残任期間で、今回はこの方をお願いしますというふうに議案で上がっているわけですから。ましてや、その人事の案件であるものが、17日、担当課長が持ってこられるという、この状況について、いまだにわからないんですけれども、なぜこういうことができるのか、なぜこういうことが発生するのか、

どういう認識でいらっしゃるのか、説明をお願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

鶴田税務住民課長。

○税務住民課長（鶴田勝美君）

今回の第25号議案に対しては、本当に申しわけなく思っております。追加議案になった経緯について、若干説明させていただきますと、固定資産評価審査委員会を7月22日に開催する予定にしております。その中の資料の作成の中で、委員さんの名簿を作成するわけなんですけれども、その委員名簿作成の中で、任期の欄を記入するときに、その段階で気づいたということで、大変おくれて気づいております。本来ならば、先ほど言われるように、6月議会の中でこの議案については提案させていただかなければならないというふうに考えております。その点については十分反省をいたしまして、私たち担当課としても、今後この固定資産評価審査委員会の委員さんの任期、3名いらっしゃいますけれども、それぞれ任期期間が異なっておりますので、十分注意をしながら任期については管理していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

同じことを何回も言うので非常に嫌なんですけど、今回の臨時議会というのはですね。答弁されるほうも嫌だと思いますよね、失念でしょうから、ミスでしょうから。ただ、重い職責を担っていただくというその1点だけでも、やはりチェック体制とか、それから書類管理、こういったものを含めてもう一回見直しをしていただきたいと思いますし、もう少し——議会で、なぜこういうことを言うかという、議事録に残るから言っているんですよね。全協で説明しました、委員会ですということでは何も残らないんですよね。ですから私さっき、担当課長は、昨年、残任期間というのは本会議で言われているんですよね。その重みがあるからこういうことを言っているんですよ。ですから、一番最初の提案理由説明の中で、そのことをやはり重きを置いて言っていたかかないと、なぜここなのかということ。自分から発するような——全協で説明しましたという答弁は、今後はやめていただきたいと思うんですよ。町民には全く関係のない、出どころのわからない話で、本会議というのを押し売りをし

てはいけないと思うんです。ぜひそういった配慮もいただければと思いますので、よろしく
お願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

林議員。

○11番（林 博文君）

今回のこの固定資産評価審査委員、確かに基山町は、けやき台を含め、今では余り新築の家屋というのが建っていないようですけれども、民間では分譲住宅等も進められておりますが、家屋の調査なり評価、そして固定資産の評価の評価がえによる、3年に1回ですか、そのような審査の中で固定資産税が決まっておるわけですが、私から見れば、1年前、25年7月から益田さんはされておられましたが、たまたま益田さんについては区長会長さんというような形で長くされておりましたが、今回については、ほかの方を——任期がぎりぎりやったから続けてしてもらおうというような形で役職については、もうちょっと当たってもらったものか、益田さんにそのまま、1年間だったからあと3年間お願いするというような形でされておったものか、私から見ればこの固定資産評価審査委員、確かに、基山町がこれだけ地価が下がっておる中で評議をしっかりとしてもらわなくてはならないわけですが、ほかには当たられなかったですかね、人事関係については、その点はどうなんですか。

○議長（鳥飼勝美君）

鶴田税務住民課長。

○税務住民課長（鶴田勝美君）

まず、ほかの方には当たっておりません。再任する場合ということで、一応私たちの中で計画を立てておる中で、行動実績を把握するとともに、積極的に行動を行っていただける方ということで、再任の場合ですけれども、そういうことを決めております。その中で、今回提案させていただきます委員さんについては、昨年7月から今までの間に、積極的に委員会なり研修会なり参加していただいて、今後あと3年間、固定資産評価審査委員として十分に活動していただける方というふうに考えております。

以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

林議員。

○11番（林 博文君）

大体、こういうふうな鳥栖工業出身の方とか、土地に詳しい方とか、あるいは建物に詳しい方というような形が、固定資産評価審査委員会には適しておると思いますが、私としては、この人事案件については、やっぱり6月議会においてかける中で、もうちょっと期間を見てほかの人を——長く1人で区長会長とかしてあった関係で、松野さんの勇退、前の固定資産評価審査委員のその残任期間というような形でされておったが、見つけていただきたかったというような形で意見を述べさせていただきたいと思います。答弁はいいです。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかに。重松議員。

○6番（重松一徳君）

第24号議案も第25号議案もそうですけれども、改めて聞きます。本来、例えば6月議会に提出しておかなければならなかった、今回の場合は本当はそうなんですね。ほかにありませんか。消費税の関係も聞きましたけれども、今回も聞きます。というのは、全課が、やっぱりチェックをしなければならない問題でもあるんですね。ほかにないですか。もしほかにまたこういうのが出てきたと、私はそこが、町民に対して不信感を招く一番の原因だと思うんですよ。これは町長、いや、もうほか絶対ありませんと、9月議会まで、こういうふうな提出ミスはもうありませんと、自信を持って言えますか。自信を持って言えるようにするためにこそ、さっきから言っていますけれども、全課がやっぱりきちっと、責任も含めて体制の強化を図らなければならないんだというふうに思っていますけれども、ほかに町長ないですね、確約してください。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

なかなか厳しいといいますが、もうないという——2つも今回出ておりますものですから、絶対ないと、絶対という言葉はなかなか使いづらいんですけども、絶対ないというようなことは——そんなことじゃとお叱りを受けるかもわかりませんが、ここで本当に言い切れるというわけにもまいりません、正直なところ。したがって、再度やっぱりチェック体制、そして、実際に各課にわたってチェックをするように、命令をしていきたいというふうにお答え申し上げます。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。河野議員。

○5番（河野保久君）

簡単に要望も含めて質問をさせていただきます。

よく、こういう人事案件のときに、委員に選任したいから同意を求めますよと簡単に言われるんですけども、やはり選任をするなら選任した理由があると思うんですよね。それをきちんと我々に説明していただいて同意を求めていただかないと、俺たちが決めたんだからお前らも同意せえやみたいになんか聞こえないんで、その辺のやり方をもうちょっと変えていただきたいのと、それと、議員になって初めて気がついたことなんですけど、失念という言葉が、あくまでも何か簡単に使われているような気がするんですよね。何かあると、すぐ失念したということ、じゃ、何で失念したんだというところの説明がないと、問題の解決には僕はならないと思うんで、今回の問題は、何で失念したのか。制度が複雑だったのか、それは理由はいろいろとあると思います。その中には、業務が多用であって忙しくてということもあると思います。何で失念したのかというその2点について、理由を。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

議長の指名でございましたものですから、私申し上げますと、人事案件、どうも余り説明がないと、簡単に適任だというような言い方で提案するというようなことでもございますけれども、その中には履歴書もつけておりますし、そして、大体よく皆様方も御存じの方、良識があつて、本当に積極的なというような、そういうところの方を私どもも幅広く考えてお願いをしておるといふようなことでもございます。その辺は、やっぱりある程度の信頼関係と申しますか、これはちょっと漠然とした言い方でございますけれども、その辺のところ成り立っていくのかなというふうに思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

鶴田税務住民課長。

○税務住民課長（鶴田勝美君）

今回の選任につきましては、昨年の6月に松野委員さんからの残任期間ということでお願いをしております。そのときに関しては、地域の事情に精通し、地域の住民の信頼を得てその期待に応える者を確保するというふうなことから、今回の益田委員を選任していただ

きました。先ほど言いましたように、その1年ちょっとの間の固定資産評価審査委員としての活動を見まして、再任する場合ということで、先ほど言いましたような行動と実績を把握し、積極的に活動を行う者。そして、また、あくまでも固定資産評価審査委員というものは、公正でなければなりません。その点からも、益田委員については、住民の方から信頼を得られる方というふうなところで、今回の選任について議案の提案をさせていただきました。

それと、失念ということで大変申しわけございません。この点については、本当、議員言われるように6月に上げるべきで、当然のごとく、昨年6月にも残任期間ということで平成26年8月21日ということで私も申し上げたという記憶も少しあります。その中で、今回の6月議会にこの選任の議案提案をしなくて、今回またこの臨時議会の中の追加議案ということで、皆さんに本当に大変な御迷惑をおかけしております。ただ、8月21日という期日も迫っておりますので、この件について、今回の臨時議会の中で提案をさせていただくような形になりました。本当に申しわけございませんけれども、よろしく願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、第25号議案に対する質疑を終結します。

次に、第25号議案に対する討論を行います。討論をされる方はいらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、討論を終結します。

第25号議案を採決します。

ここでお諮りします。採決の方法は投票によって決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

御異議なしと認めます。よって、採決の方法は投票によって行うことに決しました。

この採決は無記名投票で行います。

議場の閉鎖をお願いします。

〔議場閉鎖〕

○議長（鳥飼勝美君）

ただいまの出席議員数は12名です。

ここで、会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人に木村照夫議員、河野保久議員を指名します。

ここで投票上の注意をいたします。

同意票は○、不同意票は×、白票は不同意票と見なします。

投票用紙を配布します。

〔投票用紙配布〕

○議長（鳥飼勝美君）

投票用紙の配布漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

配布漏れなしと認めます。

投票箱の点検をいたします。

〔投票箱点検〕

○議長（鳥飼勝美君）

異常なしと認めます。

1番議員より順次投票をお願いします。

〔投票〕

○議長（鳥飼勝美君）

投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。開票立会人は立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（鳥飼勝美君）

投票の結果を報告いたします。

投票総数	11票
有効投票	11票
無効投票	0票
有効投票中	
同意票	6票
不同意票	5票

よって、第25号議案は原案に同意することに決しました。

ここで議場の閉鎖を解きます。

[議場閉鎖]

○議長（鳥飼勝美君）

次に、報告第5号 専決処分の不承認に伴う必要と認める措置の報告について（基山町国民健康保険条例の一部を改正する条例）を議題とし、本案に対する質疑を行います。重松議員。

○6番（重松一徳君）

報告に対して質問をいたします。

1つは、専決処分を不承認にしたわけです。その中で、後藤議員が反対討論をされました。結果として6人の方が承認できないというふうになったわけですが、それぞれこの不承認にする理由は、議員一人一人違うんですね。私が思っている不承認とすべきというふうに思った理由は、1つは、やっぱり議会に対しての説明不足があるんだというのがあります。その中で、今回の不承認に出されている公告の中では、専決処分において条例の改正を行う以外に方法がないというふうに書かれています。本当にそうだったのかと。専決処分じゃなくて、きちっと議会にかけて議論する時間があったのではないかというふうに私は思っています。ないというふうに言われていますので、そのないという根拠をまずひとつ明らかにしてほしいなというふうに思っています。

それから、なぜそういうふうに言うのかというと、わかるように、3月18日時点、ちょうど3月議会の最終日でしたけれども、その全員協議会の中で、こうして4月1日の国保税の改定に向けて専決処分を行いたいと、もうその時点で説明をされていたんですね。本当に3月18日から4月1日までの間の中で、専決処分以外の方法の検討がされたのかというのを、もう一度説明をお願いします。

それから、改善に向けた取り組みが書いてあります。ここが大変大事なところだというふうに私も思っています。今回は、これまで以上に慎重かつ適正に判断してまいりたいというふうに思っていますと、これは、具体的にどういうことなんですか。多分これは、国保税とか、税条例の改定というのは2年に一遍ぐらい必ずこれはあります。じゃ、次回のこういうふうな議案に対して、専決処分せずに議会の審議を経るというふうな、これは判断、対処策をされるのかというところで、どのように今検討されているのか、回答をお願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

熊本健康福祉課長。

○健康福祉課長（熊本弘樹君）

まず、今回の専決を3月31日に行わなければならなかったというのは、公告の中にも若干触れておりますけれども、地方税法の施行令、こちらの公布が3月31日であったということが一番大きな要因になると思います。しかも、今回の場合につきましては、本来であれば公布のときに官報に3月31日の第1報、ですから、8時30分ごろにはその官報を見ることができるのが通常でございますけれども、国のほうで何があったかわかりませんが、この地方税法の施行令については、号外ということになりました。ですから、3月31日も朝一の時点ではまだ公布がなされておりました。ですから、そういった関係で、そこから結果的に臨時議会なりを招集して、そこで議会の中で議論するというのは到底無理だろうという判断のもとに専決を決断させていただいたということでございます。

それから、3月18日の時点で御説明をいたしましたときには——これまで、どうしてもこの地方税法の改正については3月31日に公布となる公算が強いと。仮にそういうことになれば、これまで同様に専決をさせていただきたいというような趣旨の御説明をさせていただいております。ですから、必ずしも専決をするということではなく、そういった状況に至った場合には専決をさせていただくという御説明をさせていただいていたと、私としては認識をいたしております。

それから、今後のことでございますけれども、当然、今年度につきましても地方税法の改正があって、また同様のような限度額の引き上げが行われる可能性もございます。現時点で、臨時議会を選択するのか、同様に専決を選択するのかというところについては明言できませんけれども、こちらの公告文に書かせていただいておりますように、やはり専決処分というのは非常に限定的な手法であるというところを十分に踏まえたところで、ぎりぎりの選択をし

ていかなければならないのではないかと現状では考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかに。品川議員。

○10番（品川義則君）

改善に向けた取り組みについてお尋ねでございますけれども、丁寧な説明と情報の共有化ということですが、全員協議会でも、先ほど言われたように何回も説明を聞いていますし議論もされていますよね。またこうやって結果が出たんですけれども、この後、どういうふうな方法に変えられるのか。今まで、丁寧な説明というふうに、そんな時間ありますか。全協でされても、もうほとんど時間ないですよ、次から次にありますし、いきなり12人の議員の中で説明されても理解はされないと思うので。どういうふうなことをされるんでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

熊本健康福祉課長。

○健康福祉課長（熊本弘樹君）

当然、国の情報とかは早目に入ってまいりますので、そういった情報が入ってき次第、まずはそういった情報の提供をさせていただくということが第1点だと思います。それから、第2点につきましては、これまでもいろいろと全協等などで御説明をさせていただいたところではございますけれども、それが不十分だということもございますので、これにつきましては、議会のほうの同意をいただければということになると思いますけれども、別枠でそういった御説明をさせていただく機会を設けていただけるならば、その場でまた改めて御説明をさせていただきたいというふうに現時点では考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

基山町議会は委員会制度をとっております。また、委員会は6人ですから、通年として専門的な所管の情報に関しては、ほかのもう1つの委員会では詳しい部分があると思いますので、全協ではなく委員会をもう少しフルに活用していただいて、その中で処理できるもの、もう少し資料を出すとか議論を深めること、そういうことを先に進められて、それから全協で大まかな説明をすると。そうすると、議員に対する説明の仕方とか資料の出し方、それか

ら理解していただく方法とか、議会のほうも積極的にそれは参加すると思うんですよね。ただ説明を聞いて質問をしているだけではないと思うんです。そういった方向で考えていただくと、少しはできるのかと思っています。これは、議運のほうで視察に行った市議会のほうでそういうやり方をしてあります。そういう成果も一定以上、上げられておりますので、ぜひ取り入れていただくことも一つの案かと思ひまして、御提案をさせていただきます。

○議長（鳥飼勝美君）

熊本健康福祉課長。

○健康福祉課長（熊本弘樹君）

今、議員おっしゃったように、そういったところも参考にしながら、やはり委員会等などでも丁寧に説明をし、情報が共有できるように、なるべく新しい情報を常に委員会のほうにお示ししていくように努力していきたいと考えます。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。後藤議員。

○7番（後藤信八君）

前回は全協だったんですかね、これの説明を受けたときに、3月31日に議決した議会もあるというふうにはたしか副町長が——全国的にはですね。例えば、佐賀県とかほとんどその他のところは通常の臨時議会でやっているけど、そういったことをちょっとお聞きしたような気がするんですけども、実際にその辺のことがあったのかどうか。あるいはあったんだったら、どのくらいのもがあったのかということをお聞きします。

○議長（鳥飼勝美君）

熊本健康福祉課長。

○健康福祉課長（熊本弘樹君）

全国的な部分については、私ちょっと把握をいたしておりませんが、県内の状況につきましても、国保の担当課長会議の折にお尋ねいたしまして、全市町とも、基山町と同様に専決処分を行いまして、直近の議会で基山町以外は御承認をいただいたということは確認しております。

○議長（鳥飼勝美君）

松田副町長。

○副町長（松田一也君）

前回、それこそ全協のときにお話ししたのは、この対応策も含めてのところでお話ししたと思いますので、まず、佐賀県では今回は全くございませんでした、全部専決でしたと。じゃ、これ以上、来年以降またこういう3月31日みたいなケースが出てきた場合には、全て専決処分をするかという、全国的にはこれまで3月31日に議会を開いたところがあるということで、今年度に限ったことではなく説明をしたつもりなので、それは、来年も日程によってはそういう可能性を残しつつというそういう説明のつもりで説明したつもりでございますので、今年度の3月31日がどこかあったかどうかを確証を持ってお話ししたわけではございません。ただ、過去において、同じこのような形で3月31日にやったときに、3月31日に開いたことはあるというふうに聞いていると、そういうことでございました。

○議長（鳥飼勝美君）

後藤議員。

○7番（後藤信八君）

改善に向けた取り組みの中で、基本的には3月31日にやる方法しかないかなと。何度も言いますが、町民の負担増になる話が、議会が審議できずに専決されるということは、いろいろ事前の説明云々があっても、議会の、いわゆる審議権、いわゆる税負担を決める話を議会が議決に参加できんと、事実上ですね。そのことが問題なわけで、3月31日、この先ほどのあれにもありますように、第101条の第7項では、3日前までに云々でありますけれども、緊急の場合は、町はいつでも議会を招集できるわけですね。議会が対応できれば、3日前でなくても議会は招集できるわけですね、法律上は。だから、31日の朝見えたら、31日の午後から議会を招集しますということもできるはずですよ。そういうことを含めて、ぜひ——これ次の場合はということじゃなくて毎年、恐らく2年に一遍は起きるんじゃないですかね、こういう案件は2年に一遍、何か最高限度額とか見直ししているみたいですから。次の期の議会になりますけど、恐らくまた同じことが起きるということでもありますので、ぜひ真剣にその辺の対応策を御検討しておいていただきたいと要望しておきます。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにないようですので、報告第5号に対する質疑を終結します。

日程第6 基山町農業委員会委員の議会推薦委員の推選について

○議長（鳥飼勝美君）

日程第6. 基山町農業委員会委員の議会推薦委員の推選についてを議題とします。

基山町長から、議会推選の農業委員会委員の任期が平成26年7月19日をもって任期満了となるため、議会に対して議会からの委員の推薦の申し出がっております。

お諮りします。

基山町農業委員会委員の議会推薦は、農業委員会等に関する法律第12条第2号では4名以内になっていますが、基山町においては3名とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

御異議なしと認めます。よって、議会推薦の農業委員の数は3名と決定しました。

お諮りします。

推薦の方法については、地方自治法第118条第2項の規定に基づく指名推選によることとし、議長において指名することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

御異議なしと認めます。したがって、推薦の方法は指名推選とし、議長によって指名することに決しました。

それでは、指名いたします。住所、指名を順次申し上げます。なお、敬称を省略させていただきます。

基山町大字園部376番地 西依 義實

基山町大字宮浦1108番地 熊本 富雄

基山町大字長野566番地 簗原 茂行

以上です。

お諮りします。ただいま指名いたしました3名の学識経験者を、基山町農業委員会委員に推薦することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

御異議なしと認めます。したがって、農業委員会委員の推薦については、ただいま指名しました3名を推薦することに決しました。

以上をもちまして、平成26年第1回臨時会を閉会します。

午前11時52分 閉会

基山町議会会議規則第120条の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

基山町議会議長 鳥飼勝美

基山町議会議員 木村照夫

基山町議会議員 河野保久